

野村正實 著

『ドイツ労資関係史論』（八〇・二月刊）

——ルール炭鉱業における国家・資本金・労働者——

一九八一年三月二七日（金）午後一時～四時三〇分
於 主婦の友文化センター

報告者 野村正實

総合同会 栗田 健

報告・討論要旨 上井喜彦・遠藤公嗣

報告要旨

御茶の水書房社長、司会の栗田健氏（明治大学教授）の挨拶の後、執筆者の野村正實氏が報告に立ち、最初に『ドイツ労資関係史論』執筆の経緯に触れた。すなわち、氏はドイツ革命期の労働運動研究を志し、大学院博士課程二年次に「ドイツ革命期における自由労働組合」を公表したが（福島大学『商学論集』四三卷三号）、その結果明らかにになったのは、意図に反し、ナショナル・センター＝自由労働

組合をみることによつては階級闘争の実像に迫りえないということであった。従つてこの論文は失敗作であったが、研究過程で、革命期の労働運動として①ベルリン金属業、②ルール鉄鋼業、③ルール炭鉱業の三様の在り方に気付くという副産物があつた。本書は③を対象とした以後四年半の研究の成果である、と。

そこで続いて野村氏は、ルール炭鉱業を対象とした理由について説明を補足した。野村氏によれば、①ベルリン金属業（機械・電機）は権力と直接対峙したことが、また②ルール鉄鋼業はむしろ運動を展開しなかつたことが特徴である。これに対し、③ルール炭鉱業は最も大衆的かつラディカルな運動を組織した点で、否そののみでなく、ルール炭鉱業の労働運動は国家の労働政策と最も密接に関係していた点で、労資関係史上特別な位置を占めている。以上が対象選定の理由だが、そこには野村氏が強い影響をうけた山本潔氏の『第一次読売争議論』（戦後危機における労働争議——読売争議——）東京大学社会科学研究所資料第六集）の方法の批判、つまり①占領軍が登場しない、②歴史的前提、とくに戦時の検討を抜きに敗戦直後の争議分析をおこなつてゐることへの批判が含意されているのである。

なお氏は、本書の主観的意図はルール炭鉱業の労資関係の諸側面を網羅的に解説することではなく、国家・資本金・労働者の対抗点の歴史的推移を実証的に解明することにあると述べた。

次に分析の枠組に関して、それが結果的には山本潔氏の争議論『戦後危機における労働運動——戦後労働運動史論第一巻——』（御茶の水書房）、中西洋氏の労働政策論『日本における「社会政策」・「労働問題」研究——資本主義国家と労資関係——』（東京大学出版会）、戸塚秀夫・徳永重良

両氏の労資関係論(『現代労働問題—労資関係の歴史の実態と構造—』有斐閣)を足して割った形になったが、それぞれの方法的検討を回避した訳でないことは序章に示される通りだ、との発言があった。

最後に野村氏は、本書では、重要な論点ではあっても自説が固まっていらない点は一切言及しない方針を採っていると前置きしつつ、本書で言及されていない諸論点につき、およそ以下のような補足的説明をおこなった。

①生産過程の変化と争議との関連。この問題は、二村一夫氏「足尾暴動の基礎過程——『出稼型』論に対する一批判——」(『法政大学法学志林』五七巻二号)以来、重要な論点となってきたことは承知しているが、本書では例えば一八八九年、一九〇五年ストと生産過程の変化の関連に触れていない。労資間の対抗点の所在の解明という意図から、本書では争議時における使用者・使用者団体および労働者・労働者団体の政策・要求の分析をとおしてその背景を探る方法をとったが、一八八九年、一九〇五年ストの争議形態・要求項目と生産過程の関連が析出できなかったのが、その理由である。本書二七頁グラフ下段に示される如く、一八八九年ストと短壁式から長壁式への移行との時期的な一致から両者の関連が推測されるが、推測にとどまるのである。

②ビスマルク保険。所謂「社会政策」研究者や宇野シユレの人の達の間で重視されているビスマルク保険を本書では取り上げていない。その理由は、もともとビスマルク保険はクナツプシャフトを見ならったのであり、ルール炭鉱業まではビスマルク保険の影響は見出せない。特に労資関係機構の点ではほとんど無視できるものだからである。

で、第一次大戦前においては基本的にプロバガンダの政党であり、具体的政策についてはその政策に直接関係ある人物、労働組合については労働組合官僚が政策を掌握していた。従って、党大会議事録を分析しても意味ある結論が出てくる訳ではない。規定関係は労働組合→SPDの政策であり、逆にSPDが政策に影響を及ぼすことを意図すると様々のフリクションが生じた。例えば、一九〇四・五年の大衆ストライキ論争がそうである。ただ、権力奪取後の労働者政党を労資関係分析にどう位置付けるかについては別の問題がある。が、今のところこの点に関する積極的な考えは持ち合わせていない。

③労働組合。本書では、少なくとも第一次大戦前には労働組合はその基本的機能たる労働条件の集団的規制をおこなっていない、と述べている。では当該期の労働組合が労働者にとって何であったかについては、一切触れていない。労働条件の規制を果たしていない労働組合とは何か、問題が残っている。

以上の発言をもって野村氏は報告を終えた。

討 論 要 旨

続いて討論に入った。まずはじめに司会者の指名により最初の質問者となった山本秀行氏(お茶の水女子大学助教授は、歴史学者の意見とことわりつつ、多岐にわたって評価と疑問を提出した。山本氏は『岡山大学経済学会雑誌』に書評を執筆しているので詳細はそちらにゆずり、本要旨では野村氏によるリプライのあった点のうち、

らである。

③段階規定。本書では積極的な段階規定を回避し、独占段階という言葉さえ用いていない。その理由は、自由主義段階とは何かについて考えが固まらなかったことにある。本書で自由主義を概念化する場合に念頭に置いている中西洋氏の労働政策論では、主従法系列と団結法系列との二系列で自由主義段階が設定され、特に主従法系列の位置が強調されているが、ドイツでも一八四五年プロイセン営業法にイギリスの主従法と類似の、労資間の契約上の不平等規定があるとはいえず、(1)一八四五年およびこの規定が廃止される一八六九年、また間において労資間の契約上の不平等が問題となった形跡がない。また、(2)イギリスとは対照的にドイツでは、個別的自由の集合としての団結の容認と同時に労資間の契約上の不平等規定が廃止される。これらの意味が整理できていないのである。だから一八五〇年代の「自由主義的改革」も、カッコ付きで使っている。ただし、労働政策をみた場合、イギリスとドイツの方法の相違は感じられる。イギリスの場合、一八七〇年代の一連の改革で労働組合を体制の内に抱えこむという労働組合中心の政策がとられるが、ドイツの場合、本書で述べた如く、ルールの一八八九年ストを契機の一つは従業員の労使協議制の育成・充実、今一つは争議調停機関の設置という形で国家の労働政策が展開していくのである。

④SPD。労働運動史の名のつく書物(今でも東ドイツではそうだが)ではSPDないしKPDが主として分析されているが、本書「はしがき」で触れたように、党労働組合という規定関係の把握は誤っている。SPDは、権力を掌握したワイマール期は別とし

主要なものだけを要約する。山本氏は次のように述べた。

第一に、「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」の理解について。これは資本主義的な関係であって大野英二氏(京都大学教授)による「家父長的な旧型の労働関係」という通説は誤りだとする野村氏の見解に、賛成である。しかし、これが「実態」であるという意味は理解できない。たとえば、これは一九〇五年のストライキで本格的に解体したと野村氏はするが、同時期に経営内での資本家の専制はむしろ強まってさえた。「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」が「実態」であるならば、一九〇五年の「解体」とは一体何なのか。「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」は「実態」といふべきではなく「法的枠組」といふべきではないのか。

推測するに、「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」を「実態」としたことは方法上の問題がある。戸塚秀夫・徳永重良両氏が『現代労働問題』でとった方法、すなわち労資関係の「実態的枠組」と「法的枠組」を峻別する方法、を野村氏は批判している。二つの「枠組」は無関係ではなく、二つの「枠組」のズレは「労働政策の意図と結果との乖離の問題として、政策の機能分析によって説明されるべきである」と野村氏は主張する。推測するに、野村氏自身の中では二つの「枠組」が整理区別されているとしても、実際の叙述では二つの「枠組」が国家の役割の強調によって強く結びつけられているのではないか。野村氏の方法には二つの「枠組」がまじり合う余地があるのではないか。

第二に、国家の役割について。野村氏は労資関係を画する大争議に注目し、画期を明確化することに成功している。そして、大争議

に対処する国家の政策は、ブルジョワ的、社会改良的なものが前面に登場することが示される。したがって、大争議に対処する国家の政策のみをつなぎ合わせる、プロイセン国家はつねにブルジョワ的、社会改良的政策のみを打ち出してきたかの如く叙述される。ところが、多くの小規模な争議に目を向けるならば、プロイセン国家は抑圧的であって、改良的ではまったくなかったことは明らかではない。野村氏の国家の役割のとりえ方は一面的ではないのか。

第三に、主体のメンタリティーを労資関係論に位置づける問題について。たとえば、一八五〇年代にルール炭鉱業の労資関係は資本主義的關係に移行したと野村氏は述べるが、鉱夫の意識も同時に一挙的に移行したのではないはずである。一八五〇年代以降も、主体のメンタリティーには古いものが残っているはずで、これは労資関係論にどのように位置づけられるのか。

第四に、近年のエアハルト・ルーカスの研究について。ドイツ革命期におけるルール炭鉱労働者の運動について、ルーカスが詳細な研究書を公刊している。野村氏はルーカスの著書を本文で紹介しているものの、その評価は明らかにしていない。ルーカスの研究をどのように考えるのか。

これらに対する野村氏のリプライは次のとおりであった。第一点について。主要な関心は、「ヘル・イム・ハウゼ」の労資関係」という「枠組」がどのようなものとして形成され、それがどうなっていくのかという点にあった。二〇世紀初頭の時期に即して述べるならば、一九〇五年に労資協議ができたことによって「枠組」が変化することに、決定的な重要性を野村氏は認める。これに対し

て、経営内における資本家の姿勢が従来どおりであったことを重視すべきだというのが、山本氏の見解と思う。しかしながら、資本家が黄色組合・会社組合の育成に結局乗り出さざるをえなくなった契機は一九〇五年争議であって、資本家もまた対応を一九〇五年を画期に変えなければならなかったのではないだろうか。

第二点について。国家が大争議については新しい対応策を考案し、小争議については弾圧に終始しようとするのは当然である。「枠組」がゆるがぬうちは「枠組」を維持しようとするからだ。だから、プロイセン国家がつねに社会改良に努力していたと言おうとしているのではない。

第三点について。主体の行動様式とかメンタリティーにまで視野を含めたいと思う。炭鉱労働者についての上野英信、森崎和江、山本作兵衛等々による描写には、圧倒される気がする。しかし、自分の能力ではできないし、資料上からも不可能であった。

第四点について。ルーカスの研究で、ハンボルトについてはよく書けていると思うが、レムシャイトについてはよくない。ルーカスは、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』の視角をベースにしている。すなわち、被抑圧と運動を直接結びつけ、虐げられた者の怨念ともいえるべきものが決起につながると考えている。ハンボルトについてはこれでもよいかもしれないが、レムシャイトは熟練労働者が多いから、うまく書けなかったのではないのか。

この後、司会者の栗田氏が、自著『イギリス労働組合史論』を念頭に置いて、「枠組」への関心が労資関係研究者には強いこと、「枠組」が明らかであるがゆえに、「実態」との乖離が明示され、特殊

性も示されることになるが、労資関係研究の正統派となっていて、研究分野の発想のちがいにについて補足的にコメントした。

二番目の質問者には二村一夫氏（法政大学助教授）が司会者により指名された。司会者は運動史研究からのコメントを二村氏に求めたのである。二村氏は次の二点を質問した。

第一に、日本の友子同盟を念頭に置いた上で、クナッブシャフトの性格について。野村氏によれば、クナッブシャフトは鉱山監督局の監理下にあり、ここから労働組合は生まれようもない。ところが、島崎晴哉氏（中央大学教授）の研究によれば、クナッブシャフトは一五、六世紀には鉱夫の自主的組織であって、それが「監督原則」のもとで取り込まれたのである。ルール炭鉱では、クナッブシャフト形成の事情はどうだったのか。

第二に、一八八九年の争議が大規模化した根拠について。クナッブシャフトの性格が何らかの形で自主的なものでなければ、皇帝まで引き出すほどの一八八九年争議の運動主体は形成されなかったのではないか。野村氏の叙述では何故争議が大規模化したのかはつきりしない。

これに対し、野村氏は次のように答えた。第一点について、ルール炭鉱ではクナッブシャフトは上から組織された。つまり、ルール炭鉱業は零細な採炭から一挙的に「監督原則」下で大規模化したため、それまで自主的なクナッブシャフトはなく、上から組織されて初めて形成されたのである。この点は、一五、六世紀から一定の鉱夫が存在し、自主的なクナッブシャフトの

あった金属鉱山とは、事情が異なる。また、このゆえに、ルール炭鉱のクナッブシャフトが日本の友子同盟と類似的な性格のものではないことは、十分に意識していた。

第二点について。争議の基礎過程については、よくわからない。ただし、一八八九年争議の運動主体としては、クナッブシャフトよりも鉱夫協会を分析すべきだと思う。また、クナッブシャフトの改革運動が争議の発端だったことも留意されてよい。

司会者は、労資関係論の立場からのコメントを求めて、兵藤釗氏（東京大学教授）を三番目の質問者に指名した。兵藤氏は次の三点を質問した。

第一に、大戦前ドイツ資本主義の性格把握について。山本氏も指摘するように、「ヘル・イム・ハウゼ」の労資関係が一九〇五年の労資協議制発足でもって本格的に解体したとするのは疑問である。「ヘル・イム・ハウゼ」の労資関係が二〇世紀はじめまでドイツに存続する意味をもっと重視すべきであって、それによって、ドイツ資本主義の特徴とか、ひいてはドイツ革命が敗北せざるをえなかった一因も明らかになるのではないか。

第二に、大戦後のいくたびかの大闘争が何故に最終的勝利に結びつかなかったのかについて、全体的状況をヒダにもわけ入って明らかにする必要があるのではないか。野村氏の方法は、見えるものだけで切断しすぎているように思う。

第三に、いわゆる「戦争と革命とインフレーションの十年」については書かれているが、「近代から現代へ」の転換については書かれていない。すなわち、ドイツ革命の敗北が何を課題として残した

のかについて、野村氏は言及していない。この点を野村氏が今後の研究課題とすることを期待している。

野村氏は第一の点について、次のように答えた。ドイツ的とかプロイセン的とかの言葉が内容のあいまいなまま氾濫し、資本主義であることが忘れられているかのような研究状況に対する批判が根底にあった。そのため、逆の方へ傾きすぎて、ドイツ的特質を見る視点が弱くなったのかもしれない。また、第二、第三の点については、今後の研究課題にしたい、特に「現代」を第二次大戦後に注目して考えてみたいと、野村氏は答えた。

三者の質疑応答の後、司会者の栗田氏が次のような「越権的」コメントを述べた。野村氏の研究は、ルール炭鉱業を対象とした産業史の性格を持っている。ところで、産業史という研究スタイルは、国民経済全体を分析するフレームワークたりえることができるだろうか。むしろかしいと思う。ところが、現代資本主義は一個の国民経済として成立しているのであって、一産業と国民経済全体とのギャップは十分意識される必要がある。また、野村氏の研究は、イギリス労資関係がモデルとして下敷になっている。したがって、そのようなものはドイツにはないという結論になる。これは、いわば「ないものねだり」であって、労資関係のドイツ的な形成史が叙述されなければならないのではないか。

つづいて司会者は大沢真理氏（東京大学助手）に意見を求めた。大沢氏は次のような意見を述べた。第一に、野村氏の研究によって、労働組合の運動と労働者の運動とのギャップということを、あらためて強く印象づけられた。第二に、野村氏は本日の報告で、そもそ

も「自由主義段階」がよくわからないから段階規定については研究の中で語らなかつたと述べたが、ドイツの「自由主義段階」のイメージはもう少し作ってほしかった。イギリスの「自由主義段階」の内実についても、まだまだやらなければならないことが多いと思っている。その点が積極的に提示されていければ、イギリス研究にもさらに有益となったと思う。

つぎの質問者は山本潔氏（東京大学助教授）であった。山本氏は次のように述べた。野村氏の研究に生産過程の分析がないのは問題ではないか。それは大野氏の「中間親方」概念批判にも影響している。

短壁式採炭では「請負」がなければやれないと思われるし、ルール炭鉱における「請負制」「下請負制」「時間割増給」等々の発展段階を検討した上でないと、大野氏の「中間親方」概念の欠陥を批判しても、野村氏が積極的に新しい見解を提示したことにならない。

また司会者は書記をしている遠藤公嗣氏（東京大学助手）に意見を求めた。遠藤氏は、前編の叙述や大野氏批判を通じてドイツの自由主義の内実を野村氏は提示しようとしていると理解していたが、本日の報告や討論ではその点は野村氏は保留しているとのこと、この点はやはり明確にした方がよいのではないかと、感想を述べた。

最後に再び二村一夫氏が質問を發した。二村氏は次の点を質問した。一八六〇年自由移住法一八条はストライキ抑圧に役立たなかつた、なぜならば一八条適用によるストライキ弾圧は知られるかぎり一件のみであるから、と野村氏は述べるが疑問である。適用の少なさは一八条にストライキ抑圧機能がなかつたことの証明にはならないし、むしろ、一八条の存在が無言のうちにストライキの勃発を

抑圧し、結果としてストライキが少なかつたとも考えられる。この点は、日本の一九〇〇年治安警察法の適用が少なかつたからといって同法存在は無意味ではなかつたという通説との類推からも、考えられるのではないか。実証としては難点が残るように思われる。

これに対して野村氏は次のように答えた。日本の治安警察法ではなく、イギリスの主従法との比較対照から、自由移住法一八条を考えた。また、当時の労働者の意識からは、一条条ではなく、一七条が抑圧的法規と理解されていた。それに、一八条がストライキ抑圧機能を持ったということは、どのように実証されるのかという疑問がある。

以上で討論に予定された時間もつき、研究会は終了した。